

R -2nd

令和3年3月17日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ネ)第3686号 慶謝料請求控訴事件(原審・前橋地方裁判所令和元年  
(ワ)第513号)

口頭弁論終結日 令和3年3月1日

5

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人 国

同代表者法務大臣 上川陽子

同指定代理人 藤原幸喜子

同 牛山弓弦

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

15

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

20 第2 事案の概要

- 1 本件の原審において、控訴人は、控訴人が訴えを提起した前橋地方裁判所平成30年(ワ)第356号慰謝料請求事件(以下「356号事件」という。), 同年(ワ)第413号慰謝料請求事件(以下「413号事件」という。), 令和元年(ワ)第301号慰謝料請求事件(以下「301号事件」という。)及び同年(ワ)第428号慰謝料請求事件(以下「428号事件」という。)の各民事訴訟事件を取り扱った裁判官及び司法制度設計ないし運営当局者に該当する公務員が、司法権を

25

濫用し、又は職務上の過失により、共同して控訴人の裁判を受ける権利等を侵害し、控訴人に著しい恐怖と屈辱を与えた等と主張し、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項の規定による損害賠償請求権に基づき、上記行為者1人当たりの基本金額を3000万円とする損害賠償金の一部として10万円の支払を求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として控訴人が控訴を提起した。

2 当事者の主張は、原判決2頁7行目の「別紙訴状R」を「原判決別紙訴状R」に、同行目の「訴状R釈明書」を「原判決別紙訴状R釈明書」に、同行目の「訴状R」を「原判決別紙訴状R」に、同8行目の「訴状R釈明書」を「原判決別紙訴状R釈明書」に、同9行目の「R準備書面(1)」を「原判決別紙R準備書面(1)」に、同3頁16行目の「適示」を「摘示」に、同17行目の「R準備書面(1)」を「原判決別紙R準備書面(1)」にそれぞれ改め、当審における控訴人の補充主張を後記3のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

別紙「控訴状兼理由書」と題する書面(写し)の第3ないし第6に記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決4頁2行目及び同3行目の各「昭和57年」をいずれも「同57年」に、同14行目の「本件全証拠によつても」を「本件記録を参照しても」に、同20行目から同21行目にかけての「たる裁判所職員において」を「とされる公務員について」に、同23行目の「本件全証拠によつても」を「本件記録を参照しても」に、同24行目の「たる裁判所職員」を「とされる公務員」にそれぞれ改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の第3及び第4に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 2 結論

以上のように認定判断をしたところは、当審における控訴人の補充主張を踏まえて本件記録を参照しても、左右されるものではない。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、  
5 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官

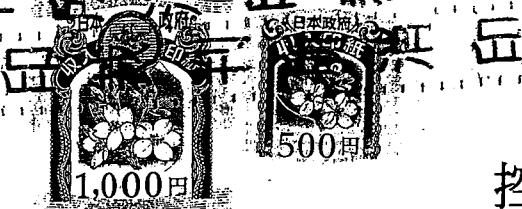
八木・洋

10 裁判官

関根規夫

裁判官

横地由美



第1回弁論陳述擬制

## 控訴状兼理由書

令和2年9月23日

東京高等裁判所 御中

今井豊

控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号  
国 同代表者 法務大臣 上川 陽子

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和元年(ワ)第513号 慰謝料請求事件について、令和2年9月15日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

### 第1 原判決の表示

主文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

### 第2 控訴の趣旨

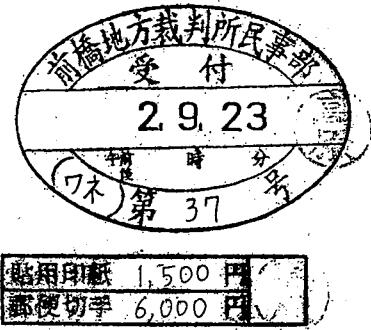
- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

### 第3 控訴の理由

#### 1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、別紙訴状Rの第2に記載の根拠法令によるその余の請求も理由がないことが明らかであるから、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながらこの判決は、後述の①から③の通り、不可欠の要素（控訴理由）を、合理的根拠無く、無視しており、人権侵害を看過しており、訴えた不法行為1の脱落という当該審判決の致命的瑕疵を看過しており、最高裁判例違反（民訴法318条）も有り、また、理由不備（民訴法312条2項六号）であるなど、程度問題として、不公正な判決であり、およそ私の裁判とは言えず、私への公然たる非人間扱いなので、個人の尊厳（憲法13条）の蹂躪であり、裁



判を受ける権利(憲法 32 条)及び適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、それらの誤解釈であり、適用違憲ないし憲法遵守義務(憲法 99 条)違反ですから、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法 312 条 1 項)です。

同時に、法令違反を看過しており、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反が多数有り、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定なので、取り消されるべきです。

#### 第4 控訴理由の説明 原審の主な不当性

本件は、後述のような当り前のことを認めないことによる、司法拒絶ないし事案解明責任の放棄であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職責への違背が著しく不当又は不法であって、裁判官としての誠実な権限行使と評価し難い程度に合理性を欠くと認められるので、国家賠償法 1 条 1 項の不法行為です。

付言すれば、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、犯人隠避罪(刑法 103 条)と公務員職権濫用罪(刑法 193 条)と脅迫罪(刑法第 222 条)です。

##### 1 当り前の要素を無視したこと(認定要素の看過=公序良俗の偽装)

不可欠の要素を幾つも無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無と判断したとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

これにより、裁判を受ける権利(憲法 32 条)及び適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害、信義則(民法 1 条 2)違反、公序良俗違反(民法 90 条)、不法行為責任(民法 709, 710 条)、犯人隠避罪(刑法 103 条)と公務員職権濫用罪(刑法 193 条)と脅迫罪(刑法第 222 条)などを看過しております。

なお、公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のことを見ることにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

包囲網とは、被害届 2018 に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不當に拡がった、私へ社会的村八分の輪(女のブラックリスト)です。

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。

これによって、犯罪事実と違法性を否定していますから、必ず手続(告訴)妨害です。

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しており(人格否定)、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、脅迫罪(刑法 222 条)です。

また、手続(告訴)妨害なので、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)、ないし、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)です。

##### 2 訴えを無視したこと(手続的違法=司法拒絶)

裁判の手続目的を阻害しており、もはや私の裁判とは言えず、当り前に、裁判を受ける権利

(憲法 32 条)の侵害です。

### 3 理由不備であること

心証だけで理由を全く示しておらず、理由不備（民訴法 312 条 2 項六号）です。

## 第 5 原判決の瑕疵の摘示

焦点のみ摘示します。

以下は、私の訴えと判決書を比較すれば文面上から判ります。 甲 3 と甲 1、甲 4 と甲 2 いずれも、他の不法行為の前提事項ないし主要事実であり、そこから私の訴えの前提である、各県警の作為義務が生じるのは誰でも自明ですから、判定は不可避なのに、判決に影響するのは必至の判定を洩らしたことは事案解説責任の放棄であり、凄まじく経験則違反であり、当り前のことによる、典型的な公序良俗の偽装です。

1 413 事件は、当り前に、私への脅迫の為の殺人です（天文学的に超高度の蓋然性）

2 413 事件は、元々の不法行為 1（殺人の事故への偽装）が判決から脱落しています

3 356 事件は、当り前に、違法発砲です（極めて高度の蓋然性）

4 各県警には訴えた被害を無視した合理的根拠が有りません

5 各県警は訴えた被害を合理的根拠無く無視したので、法令違反かつ人権侵害です

6 不法行為 4 の判定は事実誤認かつ判例違反です

1 413 事件は、当り前に、私への脅迫の為の殺人です（天文学的超高度の蓋然性）

第一に、警視庁が私の 20090118 付け被害届を無視したこと（恣意性 99.999999%以上）

①冒頭頁に回答期限を明記していたこと、②後述の違法性が公知であること、③無視できない記載内容であったこと、などから、職責と状況から見て、誰にも自明の違法性を無視した蛮行と言えるので、当り前に、警視庁の何らかの害意を、極めて強く暗示しています。

第二に、20090220 に私の叔母の太田まり子が変死したこと（天文学的に超高度の恣意性）

この真相は私への脅迫の為の殺人であり、それを埼玉県警が轢逃げ事故に偽装しました。

前項のような状況にあって、②まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫の害意が明かされた形であり、また、稀有な両現象が偶然には重なり得ないことや、同様の設定のドラマや小説も多いことから、経験則として、誰でもそう感じるはずです。

第三に、20090303 午後、東村山署サワダに上記を訴えたのに隠蔽したこと（恣意性 99.00%）

なおこれは、警視庁の組織的隠蔽と、更なる害意を、当り前に、暗示しています。

第四に、殺害を暗示する事故の不審点の数々（恣意性 99.999999%以上）

①事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線なので、ずっと叔母が視界に入っていたのに、見落とすはずがないこと、②司法解剖が実施された事情が不審であること、③逮捕の決め手となった映像を、公判の証拠にしていない不審、④故意の疑いに一切触れなかった公判は三機関の共謀を暗示、を始め、数々の不審点が有ります。

第五に、恣意性一覧表が示唆する後続事件との相互関連性（恣意性 99.9999999%以上）

後続事件との相互関連性や加害類型の一貫性から、包囲網の実在は明らかです。

★ 413 号被告の答弁は公序良俗の偽装の典型です

判定洩れ

捜査機関が自ら犯罪を隠蔽しておきながら、以下のように、証拠が無いと居直ること自体が、居直り強盗的ですが、少なくとも、民事訴訟における当事者主義の範囲を大きく逸脱しており、信義誠実に従った訴訟進行義務(民訴法2)違反であり、訴訟の進行妨害です。更に問題なのは、これらの不当性を当該審と原審がそっくりそのまま容認したことです。

#### 平成31年3月28日付の被告埼玉県の準備書面(2)より抜粋 2頁目最上段

##### 第1 原告の準備書面(4)に対する反論

1 同準備書面Ⅲ(私の主張の要旨)記載の事実を争う。

(1)原告は、「不当性の類型①」において、「警察が被害届を無視して、その回答期限日に親戚が変死すれば、一般人の誰もが脅迫の為の殺人と思うはず」と主張する。

かかる原告の主張の要点は、「親戚の変死」は実は殺人行為によるものであって、なおかつ、かかる殺人行為は、原告に対する「脅迫」行為(「脅迫の為の殺人」)としてなされたものであるとすることがある。

しかしながら、原告の「親戚」とされる訴外亡太田は、平成21年2月20日発生の交通事故により死亡したものである(乙第1号証)。

これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故(乙第1号証)ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない。

したがって、上記原告の主張に根拠はない。

※注 乙第1号証とは、さいたま地裁 平成21年(わ)第474号 調書判決とさいたま地方検察庁 平成21年3月30日付 平成21年檢第200675号 起訴状のセットのことです。

なお、この両文書とも、故意の疑いに一切触れておりません。

警察、検察、裁判所の刑事司法三機関が揃って故意の疑いを看過するなどということは、蓋然性として、有り得ませんから、この公判は三機関の共謀による偽装と断定できます。

つまり、乙第1号証は、「脅迫の為の殺人」の極めて有力な証拠です。

##### ★★1 「～交通事故により死亡したものである」は、虚偽です

(説明) 私が(1)から(5)を総合した、天文学的に超高度の「脅迫の為の殺人」の蓋然性を前提にして、予見可能性に基く結果回避義務違反による、職責違反や信義則違反を訴えているのは明らかであり、被告に不可欠の釈明をしなかったことは事案解説責任の懈怠です。

①(1)から(5)を総合した、天文学的に超高度の殺人の蓋然性を無視しています。

②済んいることだけを以って、公判が適正であったとは言えません。論理則違反

③確かに交通事故だったとする証拠が有りません。

これは判決から欠落した不法行為1に対する抗弁事実としても、必要です。

##### ★★2 「「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない」は、虚偽

①原告は、甲9(事故現場付近のストリートビュー)を証拠として提出済です。

②既述の、天文學的に超高度の殺人の蓋然性こそが、当たり前に、決定的な状況証拠です。

## 2 413 事件は、元々の不法行為 1 (殺人の事故への偽装) が脱落しています

平成 30 年 10 月 11 日付け釈明書で定義し、平成 31 年 2 月 4 日付け準備書面(4)で再定義し、平成 31 年 4 月 26 日付け準備書面(6)で詳細に最終定義しております。甲 4 と甲 2 の比較一審がこの重要な基礎事実への判定を洩らしたことは、それが残りの四つの不法行為の前提となる主要事実なので、判決の結論に影響するのは必至であり、再審理由にも無効理由にも該当するような、手続的に致命的な判定洩れです。

## 3 356 事件は、当たり前に、違法発砲です(極めて高度の蓋然性)

当該発砲は、無意識下の、至近距離 30m からの、対面発砲ですから、狩猟法 38 条 3 違反、殺人未遂罪、脅迫罪、暴行罪、侮辱罪、自律権の侵害、静穩権の侵害などの疑いが強く、それらは警察の職責として当たり前に判ることなのに、「少なくとも私への何らかの害意である」との訴えを無視したまま、群馬県警沼田警察署は、その後、事件をうやむやにしました。また、当該発砲者の身元の開示を拒否したことは、通報目的と私の被害者性を無視しているので、手続(告訴)妨害です。

★被告も当該審も原審も、上記の各疑いを否定した理由を、一切示しておりません。

### 反論 ● 現場が公道だから、私を狙ったとは言えない旨(356 判決書 4 頁)

これは、「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が、何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで 20m も小猪二匹の死骸を持ち出して、解体し、置き去りにしたのか? また、なぜ 20m 間には血痕が無いのか?」との、私を狙った脅迫であることを示唆する他の疑いを全て無視している為、極めて片手落ちであり、また、文脈の前後が繋がらず、著しく論理則違反です。

## 4 各県警には訴えた被害を無視した合理的根拠が有りません 判定洩れ

事実として、各県警とも、一度も理由を示していません(どこにも書かれていません)。

## 5 各県警による法令違反かつ人権侵害です 判定洩れ

犯罪被害の訴えを無視すれば、当たり前に被害は継続することから、警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範 4 条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法 1 条(個人の権利と自由を保護)などの法令違反です。

また、被疑者の身元の開示を拒否したことは、通報目的と通報者の被害者性を無視しているので、手続(告訴)妨害であり、上記同様に法令違反です。

特に、警視庁が被害届を完全に無視したことは、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61 条違反)にも当たります。

いずれも著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

## 6 不法行為 4 の判定は事実誤認かつ判例違反です

最高裁判所昭和 51(オ)1249 昭和 57 年 4 月 1 日第一小法廷判決・民集 36巻 4 号 519 頁によれば、どの公務員のどのような違法行為によるものかを具体的に特定できなくても、故意又は過失による違法行為と被害との因果関係が存在すれば賠償責任が有るとされています。これは、原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある（民訴法 318 条）と言えます。繰り返しますが、私は、結果的な制度的瑕疵を訴えているのですから、現状に対する認識こそ重要であり、意味として、行為者や行為の具体的特定など不要ですし、不可能です。  
★当該二審判決では、私の訴えの要点が殆ど記録されてないことを看過しています。

当該二審と原審が原告の訴えを無視したことは法令違反であり人権侵害です

上記の各違法性を執拗に訴えて来たのに、また、各県警は「実質無視」としか表現できない態様なのに、当該二判決とも理由（違法性阻却事由）も示さずに、「毎回真摯に対応しており、適正な捜査であった」としているのは、誤認の極みであり、看過した原審も同様です。各県警に理由が無いことさえ確認すれば、このような判定にはなり得ません。これではもはや私の裁判とは言えず、裁判を受ける権利（憲法 32 条）や適正な手続を受ける権利（憲法 13 条又は 31 条）の侵害であり、その誤解釈であり、「職務を怠り」（裁判所法 49 条）です。

被告と当該審と原審に共通の違法性 判定洩れ

当り前の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に、職責（法令）違反です。既述の通り、このような甚だしい経験則違反や理由不備が偶然に重なることは有り得ないので明らかに故意であり、其々、信義に従った誠実な義務の履行（判断）とは言えず、著しく信義則（民法第 1 条 2）違反であり、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為（判断）と言え、公序良俗違反（民法 90 条）であり、生命に対する権利（憲法 13 条）や適正な手続を受ける権利（憲法 13 条又は 31 条）や裁判を受ける権利（憲法 32 条、裁判所のみ）、の侵害であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（国家公務員法 82 条、各県警を除く）であり、信用失墜行為（国家公務員法 99 条、地方公務員法 33 条）であり、犯人隠避罪（刑法 103 条）と公務員職権濫用罪（刑法 193 条）と脅迫罪（刑法第 222 条）です。

## 第 6 結語

以上の通り、各県警が理由も無く犯罪被害の訴えを無視したこと（合理性の欠如）は、文面上から読み取れ、不適正な対応に相違無いのに、原審はそれを無視して、一切の理由無しに漠然とした心証だけで適正な対応だったとしているに過ぎず、合理的根拠の無い誤った認定なので、取り消されるべきです。

以上

これは正本である。

令和3年3月17日

東京高等裁判所第15民事部

裁判所書記官

前野恭

